

第三者評価結果 公表シート

(このシートに書かれている内容は、そのまま富山県福祉情報システムにおいて公表されます。)

事業所名	富山市立雲雀ヶ丘保育所
第三者評価機関名	社会福祉法人富山県社会福祉協議会
評価実施期間	令和 6年 5月 10日(契約日)～ 令和 7年 3月 18日(評価結果確定日)
過去受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (平成 29年度)

1. 概評

◇ 特に評価の高い点

【インクルーシブ保育(障がいの有無に関わらず全ての子どもが同じ環境で保育を受けること)を目指した積極的な取組】

単年度計画に「インクルーシブ保育に関する研修の実施とケース会議の実施」を掲げ、積極的な取組が進められている。「令和6年度 園内研修 年間計画」に沿って、大学の准教授を講師に招き、実践事例や動画をもとにしたケース会議を実施している。当保育所職員だけでなく、他の保育所の職員も自由に事例を持って参加し、助言や指導を受けることが出来る。今年度は他の保育所職員の参加もあり、連携しながら行っている。また、保護者からの要望を受けて子どもが通っている療育機関の「保育所等訪問支援」を定期的に受けたり、専門機関の巡回指導を受けたりしている。保育現場では、視覚的なツールの掲示や、座位を保つのが難しい子どもが安定して座れるよう工夫された椅子の設置など、保育士によるさまざまな配慮や工夫が見られ、子どもが快適に生活できる環境が整えられている。また、個別の配慮が必要な子どもに対しては、家庭・保育所・保護者・保育士が同じ目線で向き合い、適切な支援を提供することで、安心して生活できるよう積極的に取り組んでいる。

【主体性を引き出す環境を目指した取組】

当保育所は富山市の中心に位置した住宅地に存在しており、広い敷地ではないが、狭い園庭を上手に生かし遊びを設定したり、園内でも廊下等を有効活用したりして生活している。「令和6年度単年度事業計画」に「子どもが興味や関心を持って主体的に活動できる環境にあふれた保育所」の視点が明確に作成されており、職員は子どもの満足感が得られ、自主的に遊びが発展するよう環境を整えたり工夫したり、努力している。一日の子どもの様子や何に关心・興味を持ち遊んでいるか観察し、よく遊んでいる遊具等の置き場所を変えたり、コーナーを作ったり、取りやすい場所に置いたりして環境の工夫を行いながら、子どもの主体性を引き出している。また、保育全般の実践に向けて話し合いを重ね、工夫を凝らし、新人保育士も含めて保育の質の向上に向けて取組んでいる。

◇ 改善を求める点

【数値目標の設定に向けての体制づくり】

中長期計画・単年度の事業計画は、詳細に策定されているが、数値化はされていない。具体的な施策については年度終了時に評価を行い、途中の経過状況を数値化することで現状把握が可能となる。評価の時期の設定や、数値化等、できる限り定量的な分析が可能な体制づくりに期待したい。

【アセスメント手法(手順と様式)の確立に向けた取組】

個別に配慮が必要な子どもについては、保護者の意向や専門機関の支援内容が個別支援計画に詳しく記載されている。一方、個別に配慮を要しない子どもの身体状況や生活状況については、入所時の『児童票』や個別懇談会、連絡帳等を通して把握し、保護者の意向も記載されているが、定期的ではなく個人差がみられる。今後、定期的に全ての子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況を把握し、子どもと保護者が必要としている保育実施上のニーズを把握するための、アセスメント手法(手順と様式)の確立が望ましい。今ある様式を生かしながら、保護者の願いや希望等、定期的な意向調査の下、子ども一人ひとりのアセスメントに基づく適切な指導が行われるような仕組みの構築に期待したい。

【災害時における子どもの安全確保のための積極的な取組】

「中長期事業計画(令和2年度～6年度)」や「令和6年度単年度事業計画」の「危機安全管理」の項目に「地震、津波、風水害等の非常災害に対し、安全確保するための保育所独自の計画及びマニュアルを作成する。計画に基づき、職員への周知と関係機関への連絡体制を整備する。」とあり、各種災害の対応マニュアルは整備しつつあるが、関係機関との連携、特に訓練と共に実施するまでには至っていない。近隣の地域住民や公的な関係機関(市役所、警察、消防署、地区センター等)や避難場所となっている(中学校、神社、市民プラザ等)と、通報訓練や避難訓練を一緒に行うことが望ましい。保育所が想定している避難ルートを各機関に配付し、他機関の避難経路を確認することで、互いの避難経路を共有し、いざという時に協力体制が取れるよう日頃から連携を密にすることも必要である。「令和6年度保育所運営」には「災害時を想定し、指示書(避難所を開設・運営するためのマニュアルと資材を入れた箱)を作成する」とある。今後、職員の少ない土曜保育時や、休日の災害時における職員の行動を明確にする等、あらゆる場面での災害を想定し、子どもの安全確保に向けた積極的な取組を期待したい。

3. 各評価項目にかかる第三者評価結果(別紙)

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価受審にあたり、職員一人ひとりが自己評価を行うことでこれまでの自分の保育を振り返り、より良い保育を目指す良い機会となりました。子どもの人権を尊重し、子どもの思いに寄り添う温かい保育を行うにはどうすればよいかを職員間で話し合う機会を持つことができ、感謝しております。

また、立地条件下での課題が明確になり、保護者の思いに応えるためにはどのように工夫して取り組んでいくか、方向性も見えてきたように思います。「富山市中心部に位置し、松川の桜並木や神通川の河川敷等、美しい自然に触れることができる」という良い点を生かし、職員が同じ方向を向き、特色ある保育所づくりを目指していきたいと思います。また、改善すべき課題について取り組み、保護者の声に耳を傾け、地域の方々と共に保育所としての社会的責任を意識しながら、地域に根差した保育所となれるよう努力を重ねていきたいと思います。

最後に、今回の第三者評価受審に際し、ご尽力いただいた評価機関の皆様、ご多忙にもかかわらず、利用者アンケートにご協力いただいた保護者の皆様に心より感謝申し上げます。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-（1）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・③b・c
＜コメント＞		
『富山市基本理念』に基づき、保育理念が掲げられている。年度初めに会議等で全職員に周知を図っている。保護者には「重要事項説明書」を配付し理解を得たり、入所説明会や保育参観等で「令和6年度保育所運営について」の資料を基に説明をしたりして周知を図っている。また、育さばとやまのホームページに保育理念や保育目標が記載されている。保育所玄関壁面には、富山城のイラストを利用し保育理念、保育目標、保育方針、キャッチフレーズ等が掲示されている。また、地域向けに「雲雀ヶ丘保育所だより」を年3回発行している。保育目標は記載されているが、理念、方針等も記載し、さらなる保育所への理解を深めてもうることが望ましい。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-（1）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・③b・c
＜コメント＞		
富山市では『子ども・子育て支援法』に基づき、一人ひとりが健やかに育つよう良質かつ安心安全な保育を提供するため『第2期富山市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、その中に分析及び取組・方策が示されている。全国保育士会や全国保育協議会発刊の保育情報誌等で、社会福祉事業全体の動向の把握に努めており、特に重要と思える情報は、写しを職員に配付している。入所児童の校区内外の利用状況や家族状況、特別保育（時間外保育・一時保育）利用状況は、富山市作成の『保育所要覧』調査に協力し全体像を把握している。公営のため富山市を通して社会福祉や保育に関する動向等の情報を入手しているが、これからも職員間の情報共有のための取組に期待したい。		
③	I-2-（1）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・③b・c

〈コメント〉

公営のため、設置主体である富山市より基準に応じた利用者の決定とその運営に必要な予算及び人員配置が行われている。保育の内容や職員体制、人材育成、保育環境や設備の準備等について、現状把握に努め、問題意識をもって改善に向け取組んでいる。時差出勤等で人員不足になる時間帯は、クラスの枠を越え配置を考案したり、勤務調整等で対処したりして保育体制を整えている。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		a・(b)・c
〈コメント〉 中・長期計画は『第2期富山市子ども・子育て支援計画』『富山市教育・保育方針』に基づき「雲雀ヶ丘保育所 中長期事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定している。年度初めに見直しを行い「保育運営」「人材育成」「危機安全管理」「地域の拠点としての役割等」の4項目の視点や施策を明記し、職員に配付、回覧し周知している。全職員に今年度の中長期計画を配付しクラス内で検討し、さらに職場会議に持ち寄り見直し、検討している。富山市中心部の保育所として4項目の視点から具体的な施策を重視し取組んでいるが、今後は、数値目標を設定するなどして実施状況の過程、結果の評価を行える取組に期待したい。		
5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		a・(b)・c
〈コメント〉 「雲雀ヶ丘保育所 中長期事業計画」に基づき「令和6年度 雲雀ヶ丘保育所単年度事業計画」が策定されている。今年度の取組を「子どもが安心して過ごせる保育所」「子どもが興味や関心を持って主体的に活動できる環境にあふれた保育所」「保護者とより良い協力関係を築き、保護者が子育ての喜びを感じられる保育所」「職員一人ひとりがそれぞれの力を十分に発揮し、質の高い保育を目指す保育所」「地域に根差した保育所」の5項目に分類し、具体的に実施計画、施策を明確にしている。中長期計画を基に、単年度の計画や全体的な計画、各年齢の指導計画等を作成しており、単年度目標、年齢別子どもの保育目標を掲げ、職員間で話し合い周知を行っている。今後、数値目標を設置することで実施状況の評価を行えるようにすることが望ましい。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		a・(b)・c
〈コメント〉 事業計画の策定については、会計年度任用職員を含め全職員に今年度の事業計画を配付し、クラスで検討し職場会議で意見を集約、決定しており、全職員の意見が集約されたものになっている。また、事業の項目ごとに評価を行い、次年度の計画に生かしている。保護者からの意見は、行事ごとのアンケートや年度末の保育アンケートから確認し計画に取り入れてい		

る。今後は、年度末に限らず、各計画の実施状況において、評価・見直しの時期、途中経過等の把握を継続的に行い、手順を保育所として明確に定めて実施することに期待したい。

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・③・c
---	-------------------------------------	-------

〈コメント〉

保護者には「重要事項説明書」を配付し「保育所運営方針」「年間行事計画」を『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』で配信し理解を得ている。また、保育参観時に「令和6年度保育所運営について」を配付し説明、周知を行っている。事業に関わる事柄については、必要に応じ配信や玄関掲示で知らせ、説明を行っている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・③・c

〈コメント〉

平成28年度に第三者評価を受審し、今年度は、2回目の受審であり保育の質の向上に向け取組んでいる。第三者評価の自己評価票の共通評価基準を主査以上で、内容評価基準を全職員で実施し、結果を踏まえ、分析し改善点等を話し合っている。また『人権擁護のためのセルフチェックリスト』や『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』の結果を踏まえ、今後の課題と改善に向け、グループに分かれて分析している。保育の内容や記録は、所長、副所長が確認し、継続的な評価・支援を行っている。保育経過記録や月間指導計画、週間指導計画の記録から、評価・反省を行い、各年齢別のミーティングで話し合い次月の計画等に反映させている。

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・③・c
---	-------------------------------------------------------	-------

〈コメント〉

『人権擁護のためのセルフチェックリスト』の結果を集計し数値の低い項目について改善点を職員で話し合い、今後の取組み方、保育の方向性について文書化している。また、文書化した資料を玄関に掲示し、保護者に課題を明確にすることで改善点や保育の方向性を知らせている。職員間で互いに保育や保育環境を見ることで気づいたことや改善点等を話し合う機会を設けている。今後も、第三者評価の自己評価や『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』等の結果から課題及び改善点を明確にし、質の向上に向けた計画的な取組に期待したい。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		a・③・c

〈コメント〉

年度初めに職場会議で、保育所運営や保育所方針等について職員に説明し自分の責任を知らせ明確にしている。また、役割と責任は、職務分担表に明記され、全職員に周知をしている。「保育所だより」のスペースを利用して「意見や要望があれば所長まで」と明記し所長自らの立場を示している。有事における職員への連絡体制が整えられており、所長不在時は副所長が代行することになっている。質の高い保育の実施や効果的な経営管理に向けて、組織内でのリーダーシップを十分に発揮されることに期待したい。

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・③・c
----	-----------------------------------------	-------

〈コメント〉

富山市主催の所長研修や富山市職員研修所において、遵守すべき法令について指導を受けている。所長は、児童福祉法、児童虐待防止法、個人情報保護法について周知し、守秘義務の徹底を呼びかけている。職場会議で公務員倫理や遵守すべき法令等の研修を実施、職員と共に確認し学んでいる。

また、折に触れ、職員に節度ある態度及び、保育所内外の言動や行動に注意すること等を話したり文書を回覧したりしている。社会的に起きた事件等の情報を書面や口頭で知らせ、職員間で共通理解を図っている。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を發揮している。	a・③・c
----	-------------------------------------------	-------

〈コメント〉

日々の子どもたちの様子から、指導計画に沿った保育が行われているか、子どもが楽しく生き生きと行動できているかを現状の保育を把握し、確認をしている。また職員に保育を進める上での悩みを聞いたり、子どもに対する具体的な関わりを知らせたり、参考図書を紹介したりして保育のポイント等を示している。自園研修で保育の環境の見直しを行い、職員が受講した研修内容を活用し、学びの機会を大切にしている。先を見通す危険察知能力等が必要と考え、事故防止チェックリストをすることで危険に対する予測能力を養い、多方面からの危険回避について職員と話し合い意識をしている。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を發揮している。	a・③・c
----	-------------------------------------------	-------

〈コメント〉

公営管理体制のため、経営状況や財務分析については保育所単位では行われていない。職員体制は、職員の特性や経験値、家庭状況等を踏まえるとともに、担当年齢ごとにリーダーを

置き、職員配置をしている。保育所内外の不都合な事柄を改善し、働きやすい環境を整えている。早朝や夕方に職員が不足する時間帯については、主査が中心になり勤務時間の調整を図り、協力体制を整え保育を実施している。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・③・c
〈コメント〉 公設管理下にあり、富山市より在籍人数に応じ適切な人員配置及び人材育成と確保に努めている。正規職員の採用及び待遇改善については、富山市が策定した『第2期 富山市子ども・子育て支援事業計画』に基づき、事業の見直しをしながら入所児童数を見据え、会計年度任用職員も含め採用計画を行っている。富山市は『富山市職員採用案内2024』として具体的な内容が紹介された『保育士採用案内』を作成し、近隣都道府県の保育士・幼稚園教諭養成校等に人材確保に向けた取組を継続している。		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・③・c
〈コメント〉 運営主体である富山市が人事管理のために導入している『人事異動調査』『業績評価』『自己申告』を定期的に活用し、富山市担当課長や所長が中心となり職員の業務に対する面談やモニタリングを実施する等、客観性、公平性、透明性を確保する人事評価を組織的に実施している。また、待遇においても昇任、昇格基準が明確になっており、目標をもって就業できる環境がある。職員は『富山市教育・保育方針』に明文化された『望ましい職員像』についても周知している。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・③・c
〈コメント〉 富山市では毎週水曜日を『さわやかナイスデー』月末の金曜日を『さわやかフライデー』としてノーカジナーデーを推奨し職員の帰宅を促している。休暇は所長に申請し、承認を得ることになっており、庶務事務システムで隨時、職員の休暇取得状況や超過勤務等を把握している。職員の心身の健康を確保するために毎年、職員が健康診断やストレスチェックシートを実施し、必要があれば富山市庁内にある『こころの健康相談室』で受診できる。また、20代、30代の職員が、富山市担当課の職員に直接相談できる『いつでもどこでもお悩み相談室』のシステムがあることを周知している。子育て中の職員には、育児時間や部分休業取得が可能であり、職員が協力し合い働きやすい職場を作っている。これからも職員の就業状況や意向・意見を把握し、人員体制を整え、ワークバランスに配慮した職場環境づくりを期待したい。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・③・c
----	------------------------------------	-------

〈コメント〉

富山市の業績評価に基づいて、正規職員は『業績評価票』を年2回行い、目標・達成状況・行動計画・達成度・自己点検評定等について明確にしている。会計年度任用職員も年2回『人事評価記録書』に目標・達成状況・自己申告等を明記している。中間面談は、特に設けていないが、日頃から一人ひとりに声をかけ、機会を捉えて進捗状況を確認するようにしている。期末面談の際は、目標達成度について確認し、取組の姿勢や努力を認めている。

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・③・c
----	----------------------------------------------------	-------

〈コメント〉

富山市は保育関連分野において分類された、教育・保育に関する研修計画の基本方針を作成しており『望まれる職員像』も明記されている。「令和6年度 雲雀ヶ丘保育所単年度事業計画」に研修による人材育成が明記され、富山市担当課の『令和6年度 保育所・認定こども園職員研修計画』に基づいた研修や新規採用研修、主任研修、新任主査研修、新任主幹研修、職務に応じた研修、各種団体（全国保育士会、富山県保育士会、富山県保育連絡協議会等）の研修に参加している。富山市の保育のガイドラインに保育士の研修体系『保育士の階層別に求められる専門性』で、保育実践に必要とする知識・技術等を考慮した研修計画の作成・実施が行われている。

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・③・c
----	--------------------------------------	-------

〈コメント〉

富山市は職員の5年間の研修履歴が把握できる『富山市保育所職員研修受講履歴表』を作成している。保育所では、それらの情報を基に、年齢、経験、担当年齢、希望等を踏まえ、年間計画を作成している。富山市の研修所所管の研修対象者には案内が届き、経験に応じた研修を受講している。外部研修情報を職員に回覧し受講できるように協力体制を整えている。園内研修では、外部講師を招き、インクルーシブ保育について学ぶ機会を設けている。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・③・c
----	--------------------------------------------------------	-------

〈コメント〉

富山市は『実習生受け入れマニュアル及び年間実習計画』を作成し実習生の受け入れを推奨している。保育所では「実習生受け入れマニュアル」「14歳の挑戦のしおり」「保育実習のしおり」を作成し、受け入れの際の基本的な考え方や体制を整備している。実習生受け入れにあたり、受け入れ体制を整備している。実習生には、副所長が事前オリエンテーションを行い、実習の注意事項を伝えたり、実習で経験したいこと等意向を聞いたりして、実習が実りあるものになるよう努めている。職員には、職場会議やミーティング等で、実習生受け入れの際の心得を伝え、書面で共通理解を図っている。各種学校が定めた実習要項に従い計画、実施をしている。また、各種学校の実習担当教諭と連絡を密にし、実習の様子を見てもらう等、連携を図っている。実習生には、反省記録や感想記録を提出してもらい今後の実習

に反映させている。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・③・c
<p>〈コメント〉</p> <p>富山市はホームページを活用し富山市子育て支援サイト『育さばとやま』の中で、保育所情報や第三者評価受審状況を子育て情報と併せて掲載している。第三者評価結果は富山県社会福祉協議会のホームページで公表されることを知らせている。富山市としての子育て事業に関する予算及び決算等、財務情報は公開しているが、保育所単位での収支報告等の情報公開は行っていない。今回の第三者評価受審結果については、保育所でも公表を予定しており、苦情・相談の体制や内容は玄関掲示等で知らせている。保育所の運営方針・保育目標が載っているパンフレットを見学者に配付し、今年度の保育所運営方針を示した文書や、年3回「雲雀ヶ丘保育所だより」を地域に配布している。社会的責任を担っている保育所の役割や位置づけについて「中長期事業計画」「単年度事業計画」に地域との関わりが明記されている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・③・c

〈コメント〉

保育所で必要な備品及び消耗品等を購入するための予算が、年度単位で4月に富山市より配当されている。それらの扱いについては、職場会議で要望や意向を確認・検討しながら収支計画を作成し、所長が責任者となり富山市の庶務事務マニュアルに基づき適正な出納管理が行われている。監査については富山市監査委員事務局より定期的に実施され、その結果を受け、指摘事項に基づき改善に努めている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・③・c
<p>〈コメント〉</p> <p>地域との連携及び交流について「令和6年度 中長期事業計画」「令和6年度 単年度事業計画」「令和6年度 全体的な計画」「令和6年度 保育所運営」の中に明記している。「地域とのつながり」として地域の交流機関や団体名と活動内容を明記した連携図を作成し、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。親子で参加できるイベントや実施事業について、チラシを設置したり「雲雀ヶ丘保育所だより」を年3回地域に発信したりしながら、保育所や子どもへの理解を得るよう努めている。また、花苗植え、どんぐり祭り、高齢者との集いと、地域の施設や団体との交流等、地域における社会資源を利用し、子どもの社会体験の場を広げている。</p>		

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・③・c
----	------------------------------------------------	-------

〈コメント〉

富山市担当課作成の『ボランティア受け入れマニュアル』に基本姿勢が明記されている。シニア保育センター事業については『富山市シニア保育センター事業実施要項』に基づき受け入れている。『14歳の挑戦』『保育見学実習』として中学生や高校生を受け入れ、知識と専門性を有する地域の社会資源としての役割を果たしている。今後は、トラブルや事故に対応するための「トラブル対応マニュアル」の作成が望ましい。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・③・c
----	----------------------------------------------------	-------

〈コメント〉

子どもにより良い保育を提供するために必要な、地域の関係機関や団体の機能・連絡方法を「地域とのつながり」として図式化し体系的に把握している。配慮が必要な子どもについて、個々の子どもの状況に合わせて、各専門機関の巡回指導を受け、保護者のニーズや子どもの状況に応じた関わり方について助言や指導を受けている。また、大学の講師を招いてのケース会議を年5回行う等、保育の質の向上に向けた取組が行われている。指導で得た情報は、職場会議で共有し職員間で周知している。要保護児童については、富山市こども健康課や児童相談所と定期的に情報提供が行える体制が整備されている。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・③・c
----	----------------------------------------	-------

〈コメント〉

所長は小学校体育施設開放委員会や地区の運動会に出席し、議題について話をしているが、地域のニーズや生活課題等を把握するまでには至っていない。地域に向けて「雲雀ヶ丘保育所だより」を年3回発行し、スマイル保育事業（富山市障害児等通所指導事業）や一時保育事業等、保育所の持つ機能を発信している。今後、地域交流のイベントや保育所行事や事業等、地域住民と触れ合う機会を通じて、コミュニケーションを図りながら、保育所に求められている具体的な福祉ニーズ等を積極的に把握する取組に期待したい。

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・③・c
----	--------------------------------------------	-------

〈コメント〉

一時保育事業に0・1歳児の複数の利用者がおり、名簿や実施記録を記載している。今後、利用者の思いや相談内容等について聞く機会を設ける等、福祉ニーズの掘り起こしにつながるような工夫を期待したい。また、スマイル保育事業（富山市障害児等通所指導事業）の利用者が無いことから、地域に向けて案内書を配付する等発信することが望ましい。地域から依頼のあるイベント（花苗植え、どんぐり祭り、高齢者との集い等）に積極的に参加し、地域コミュニティの活性化に貢献している。災害時の訓練について、シニア保育センターの方に話をしているが、今後は、避難場所の中学校や神社等とも協力体制を整えながら進めていく事を期待したい。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・④・c

〈コメント〉

「重要事項説明書」の中で「子どもを尊重した保育」を実施することを明記している。『人権擁護のためのセルフチェックリスト』と『児童憲章』を職員に配付し、職場会議やミーティング会議（3歳以上児、2歳児、0～1歳児）で読み合わせたりチェック表をつけたりし、意識を高めながら共通理解を深めている。セルフチェックは年2回行い、集計、検討、課題を数値化しまとめている。性差等についても固定的な対応をしないよう配慮している。

29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・④・c
----	-----------------------------------------	-------

〈コメント〉

個人情報の取り扱いについては『個人情報の保護に関する法律』に基づき、適正に取り扱い、書類を取り出す際の注意事項を職員に周知し、個人情報の漏洩が無いようにしている。「プライバシー保護に関するマニュアル」を作成、各保育室に配付し、職員は何時でも見られるようになっており、プライバシーに配慮した保育を行うよう努めている。オムツ交換や着替えについては衝立やカーテン等で仕切りを設けたり、一人遊びやくつろぎの場を求めている子どもには、空き部屋を利用したりする等プライベート空間を確保している。また、保育の場面ごとに作成されているマニュアルは、保育を通して見直しを進めながら、プライバシーに配慮した保育を行うよう努めている。

	III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・④・c

〈コメント〉

利用希望者に向けた保育情報は、富山市作成の『保育所入所のご案内』『富山市子育て支援ガイドブック』等を、公共施設に置いてあり、保育所でもパンフレット「富山市立雲雀ヶ丘保育所」を置き、自由に見たり持ち帰ったり出来るようにしている。また、玄関に「保育理念」「保育方針」「保育目標」「今年度のテーマ」を分かりやすく掲示している。見学の希望者には「見学者申し込み」に記入してもらい、「保育所見学者の対応手順」に基づいて、パンフレットを渡し、保育所で行っている特別保育事業について説明したり、質問に応じたりしている。パンフレットや富山市のホームページの保育所情報については、年度毎に見直しをしている。

31	III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・④・c
----	--------------------------------------------	-------

〈コメント〉

保育の開始及び変更については、必要書類の提出を求め、富山市担当課で決定した認定内容

を保護者に丁寧に知らせている。書類の書き方についても『保育所入所のご案内』の冊子をもとに分かりやすく説明したり、記入例をつけたりして知らせている。

32	III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・(b)・c
----	---------------------------------------------	---------

〈コメント〉

転所先に必要な書類（同意書・生活管理指導表・児童保育要録・予防接種罹患調査票等）を送付したり、必要な伝達事項があれば電話等で伝えたりし、保育の継続性に配慮している。保育所の利用が終了後も、所長や副所長が窓口となり、相談を受け付けている事を保護者に口頭で伝えている。今後、相談方法や担当者について記載した文書を渡すことが望ましい。

III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・(b)・c
----	---------------------------------------------	---------

〈コメント〉

日々の子どもの姿から子どもの満足度を把握し、一人ひとりの子どもにとって充実した保育環境となるよう配慮している。保育参観や行事後に保護者アンケートを実施したり、個別懇談会で直接意見を聞いたりし、保護者の満足度を把握するよう努めている。年度末に、保育所運営に関するアンケートを実施し、保護者からの意見をまとめ、改善点等を職場会議で検討した結果を保護者に伝えている。同時に、職員も検討内容を確認しながら次年度の保育に生かしている。所長は保護者会役員会に出席し、情報を共有し、協力体制を築きながら、保護者や子どもに満足してもらえるよう保育の質の向上に努めている。

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・(b)・c
----	----------------------------------------	---------

〈コメント〉

保育所独自で作成された「苦情対応マニュアル」に、苦情・要望の伝達手順が明記されている。保護者には、苦情受付・解決の窓口が副所長、責任者が所長である事や、保育所内で解決できない問題については、富山市より委託された第三者委員に諮る等の体制を明確にしたものを作成し、意見箱と意見用紙を設置している。保護者からの苦情や要望に対して、保護者の思いを受け止め、速やかに全職員に周知し情報共有を図りながら、解決や改善に向けて取組み、具体的な対応策を保護者に伝えている。「苦情対応マニュアル」は職員の意見を反映させながら随時見直しを進めている。

35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・(b)・c
----	------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

玄関に意見箱と「個別相談申し込み票」「ご意見用紙」を設置し、希望日、相談相手、相談内容、相談場所が自由に選べるようになっている。保育所だよりも「意見や要望があれば所長まで」と明記し、相談や意見が述べやすいよう配慮している。今後、保育所だよりへの記載方法や環境の工夫によって、より相談や意見が述べやすくなるような取組に期待したい。

36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・(b)・c
----	---------------------------------------------	---------

〈コメント〉

日頃から保護者とのコミュニケーションを図り、親しみやすく何でも話しやすい雰囲気を作るようにしている。保護者からの意見や相談に対して、職場会議や各ミーティング会議（3歳以上児、2歳児、0～1歳児）で検討、改善に向けて話し合い、速やかに改善策を伝えたり、内容によっては進捗状況を伝えたりしている。保護者の意見から、保育の手順の見直しをし、保護者の理解を得た事例も会議録に記載されている。マニュアルは「苦情対応マニュアル」を利用し隨時見直しを進めている。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・③・c
----	-------------------------------------------------------	-------

〈コメント〉

富山市の『保育所危機管理対応要領』に基づき、保育所独自の「事故発生時のマニュアル」を作成し、所長が責任者、副所長がリスクマネジャーとなり危機予防対策を行っている。マニュアルと一緒に「緊急時体制」「連絡体制」も各保育室に保管し、緊急時に応えるような体制を整えている。様々な事故発生に対応するためのフローチャートも作成している。保育所内や保育所外のヒヤリハットマップを作成したり、ヒヤリハット事例を基に危険個所や状況の把握に努めたりし、要因を分析し、対応策を考え、再発防止に努めている。自園研修でも「ヒヤリハット 危険意識を高めよう」を目的に、様々な保育現場の写真を撮り、想定される危険等を防ぐために配慮することを話し合っている。また『事故リスクの軽減のためのチェックリスト』を行い、子どもの安心と安全を守るための研修も行われている。

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・③・c
----	-------------------------------------------------------	-------

〈コメント〉

「感染症マニュアル」を作成し、各保育室で何時でも確認できるように設置している。日々の手洗い、うがいを徹底し、常時換気を行っている。また、遊具や施設内を定期的に消毒し、感染症予防に努めている。感染症と診断された場合は、玄関のお知らせボードに発症人数や病名等、詳しい情報を掲示し、注意を喚起している。また、各保育室で、嘔吐処理の仕方を確認する機会を設け、全職員が適切な対応を行えるようにしている。マニュアルの見直しは隨時行っている。

39	III-1-(5)-③ 災害における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・③・c
----	---------------------------------------------	-------

〈コメント〉

富山市の『保育所危機管理対応要領』に災害における対応が記載されており、それに基づいて保育所で役割分担を決め行っている。保育所独自の「安全計画」「避難確保計画」を策定し、いろいろな災害を想定した訓練を行っている。対応体制として災害別に「組織及び任務」（子どもの人数確認、けが人の有無の確認報告等の役割）を作成している。年2回自衛消防訓練を実施し、消防署長の指導の下、災害時の避難場所になっている近隣施設までの避難経路を確認しながら行っている。今後は、地域や関係機関・団体との連携体制の構築に期待したい。

III-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。		a・(b)・c
〈コメント〉			
『富山市保育のガイドライン』に標準的な実施方法が記載されている。単年度事業計画の中に「保育マニュアルの作成と標準化を進める」とあるように、見直しをしたり新たな保育マニュアルを作成したりしている。作成したマニュアルは各保育室に配置し、職員に周知されている。指導計画は「全体的な計画」に基づき、年齢別・異年齢・個別の指導計画を『保育所保育指針』に沿って立案するが、その時々の子どもの様子により、ねらいや活動内容、環境構成等を考慮して作成する等、画一的ではない。標準的な実施方法で指導計画が実施されているか、所長や副所長が確認している。今後も、保育について必要な標準的な実施方法を職員で話し合い、配慮事項に子どもの尊重やプライバシーの保護や権利擁護に関する配慮事項を明記しながら、より充実した内容にしていくことを期待したい。			
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		a・(b)・c
〈コメント〉			
月1回の3歳以上児ミーティング、2歳児ミーティング、0～1歳児ミーティング、月1～2回の職場会議で、計画的に指導計画の検討や見直しを行っている。各月の評価結果が次月の保育に生かせるような計画になっている。職員で話し合って出た意見や、年度末に実施した保護者アンケートの声を「全体的な計画」や保育内容に反映させる体制を整えている。標準的な実施方法（各年齢のディリープログラムや生活場面の手順等）については、子どもの姿を見ながら見直している。今後、標準的な実施方法全般について、子どもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に行っていくことを期待したい。			
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が作成されている。			
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。		a・(b)・c
〈コメント〉			
「全体的な計画」に基づき、年齢別、異年齢、個別の指導計画を作成している。指導計画は、担当保育士が個人懇談会や連絡帳等から保護者のニーズを把握しながら作成している。児童票の発達記録（発達のめやすチェック表）や保育経過記録、個別支援計画には、個人差はみられるが適切な保育が実施できるよう、保護者の意向や、必要に応じて関係機関からの情報が記載されている。実施した保育の振り返りや評価、状況の把握や分析は、3歳以上児ミーティング、2歳児ミーティング、0・1歳児ミーティング、職場会議を通して行い、所長や副所長が確認する体制が確立されている。今後、よりアセスメントに基づく適切な指導計画が作成されるよう、年度初め、年度途中等、定期的に子どもの身体状況や保護者の生活状況等を把握し、子どもや保護者が必要とする保育実施上のニーズを把握するためのアセスメント手法（手順と様式）を確立することが望ましい。			

43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・③・c
----	------------------------------------	-------

〈コメント〉

全ての年間計画は年度末、年齢別月間・週間指導計画は月末、異年齢児指導計画は3カ月に1回、災害訓練等の行事は実施後、個別支援計画は3カ月に1回、児童票の保育経過記録は年度末、子ども一人ひとりの児童票の発達記録（発達のめやすチェック表）は6カ月～3歳までは項目の達成月齢を随時記載、3～4歳までは6カ月に1回、4歳以上は1年に1回チェックしながら評価・見直しを行い、記録するとともに次の計画に生かしている。評価・見直しは、各ミーティングや職場会議等で全職員参加の下に行われている。今後も、保育の質の向上に向けて、P D C Aサイクルを継続して実施していくことを期待したい。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・③・c
----	----------------------------------------------------	-------

〈コメント〉

子ども一人ひとりの保育の実施状況について児童票の発達記録（発達のめやすチェック表）や発達経過記録に適切に記載している。書き方については、富山市担当課作成の『記載のポイント』を参考に記録されており、所長や副所長が確認し、必要に応じて個別に指導している。子どもに関する保育に必要な情報は、会議録や朝のミーティング記録を全職員に回覧し、会議に出席していない職員にも、情報共有ができるような仕組みが整っている。

45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・③・c
----	------------------------------------	-------

〈コメント〉

『個人情報の保護に関する法律』及び『富山市情報セキュリティポリシー』に基づき、子どもの記録管理、電子データ等の取り扱いに十分留意し管理している。個人情報が記載された書類や子どもに関する記録は、事務所内の鍵付き棚に保管・保存期間等の規定に従って管理している。閲覧や記録の際には、所長や副所長の承諾を得て「児童票管理簿—児童票コピー禁止—」に記載し、事務所内で行い、事務所外へ持ち出すことの無いよう徹底している。「プライバシー尊重」に関するマニュアルを作成し、業務上知り得た個人情報は、漏洩しないよう指導を徹底している。保護者には、個人情報保護について記載してある「重要事項説明書」を基に、個人情報の取り扱いについて説明し「承諾書」を提出してもらい同意を得ている。

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成			第三者評価結果		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。		a・①・c		
〈コメント〉					
保育所保育指針等の趣旨を踏まえ、保育所の理念や方針、目標に基づき、前年度の反省を生かして作成している。職場会議で担当年齢ごとに話し合い、子どもの姿や保護者の意向、地域の特性などを考慮して作成している。話し合いに参加できなかった職員にも、経緯を伝え共通理解を図り周知している。全体的な計画は、ねらい及び内容欄に育みたい資質・能力を心情・意欲・態度別で色分けし見やすくなっている。各部屋にも掲載し一貫性が見られる。					
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開					
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		a・②・c		
〈コメント〉					
温度・湿度計で確認し換気やエアコン、空気清浄機を使用しながら快適に過ごしている。毎日の掃除や遊具の消毒で清潔を保っている。午睡用の寝具は個人持ちで金曜日に家庭に持ち帰り衛生管理をしている。子どもの姿や発達段階、動線を考え安全に遊べるように机や棚の配置を工夫している。空き部屋や廊下のスペースの活用を話し合い、少人数でゆったりと過ごすことができる場所を考慮している。3歳未満児は食事と睡眠の場所を分け、心地よい空間を確保している。また、定期的にトイレチェック表を使って、項目ごとに確認し清潔を心がけている。園庭や園舎の遊び場所のマップを表示し活動内容の楽しさを伝えている。					
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。		a・③・c		
〈コメント〉					
子どもの姿や発達、家庭環境、保護者の思いを把握し、職員間の話し合いを大切に、一人ひとりに合った関わりを心がけている。言葉でうまく表現できない子どもの気持ちを表情やしぐさなどからくみとり、共感したり気持ちを代弁したりして丁寧にゆったりと関わっている。不安や甘えたい気持ちを受け止めて、スキンシップを図ったり一対一の関わりを大切にしたりしながら、子どもの気持ちに寄り添っている。全職員で『人権擁護のためのセルフチェックリスト』を行っている。話し合いでは少人数のグループに分かれ、より温かい保育を目指すために自分の保育を振り返り話し合う機会を設けている。					
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができ る環境の整備、援助を行っている。		a・④・c		
〈コメント〉					
個人差が見られる中で一人ひとりに合わせた援助や言葉かけを基本にしながら子どもの動線や机の配置等を工夫している。子どものやってみようとする気持ちを大切にし、自分でできたという達成感を味わえるような関わりを心がけている。所持品の始末や食後の片づけ等の手順表を分かりやすい場所に掲示し、意欲的にできるような環境づくりをしている。一人					

ひとりの生活リズムや家庭環境を把握し、3歳児は午睡期間が終了しても必要に応じて午睡ができるように保護者と話し合ったり環境を整えたりしている。手洗い・うがいの大切さを分かりやすくイラストに掲示し、基本的な生活習慣が身に付くようにしている。

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a <input checked="" type="radio"/> b <input type="radio"/> c <input type="radio"/>
----	---------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

〈コメント〉

ミーティングや職場会議で子どもの姿に合わせ、目指したい保育や困難に思っている事、改善点等を見つけ環境を整えている。日常生活の中から子どもの興味や関心のあることを見逃さないようにしている。興味のあるコーナーでじっくりと遊び込めるように配慮したり人気の遊びは時間で交代したりする方法をとっている。晴れた日には戸外遊びや散歩の機会を多く持っている。年長児は体操教室やサッカー教室に参加し、マットや縄跳び等自由遊びの中で繰り返し楽しんでいる。神社や公園では花見や木の実を拾ったり季節の移り変わりを感じたりしている。友だちとトラブルが生じた時は、子ども一人ひとりの思いに寄り添いながら保育士が仲立ちとなり、関わり方を教えたり社会的ルールを伝えたりしている。小動物を飼育し図鑑や絵本を用意し身近な自然に興味関心が持てるようにしている。園庭ではクローバーや虫探し、花を使った色水遊びを楽しめるように環境を整えている。地域施設での花植えや松川べり遊覧船、はちみつプロジェクト、高齢者の集い、作品展などへの社会体験をしている。年齢別保育、異年齢児保育、個人対応の全てにおいて子どもの姿に焦点を当て、主体的、自発的に展開していくようきめ細やかな取組や工夫がうかがえる。

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a <input type="radio"/> b <input checked="" type="radio"/> c <input type="radio"/>
----	---------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

〈コメント〉

温かい雰囲気の中で情緒の安定を図りながら安心して過ごすことができるよう一日の生活リズムを整えている。安心できる保育士とのゆったりとした関わりや温かい応答的なやり取りの中で愛着関係を築くことを大切にしている。表情やしぐさ、喃語に応答的に関わり子どもの思いを受け止めている。入所当初はサークル等で空間を仕切り安心して過ごせるようになっていたが、様々な玩具に興味を示すようになり、オープンスペースで探索活動を充分楽しめるよう環境を工夫している。送迎時の会話や連絡帳を通して子どもの様子を細かく伝え合い、離乳食の進め方は保護者や調理員と連携をとりながら無理なく進めている。

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a <input type="radio"/> b <input checked="" type="radio"/> c <input type="radio"/>
----	---------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

〈コメント〉

子どもの興味や発達に応じて音の出る玩具や型はめパズル等、子どもたちが好きな遊びを見つけて遊べるように工夫している。子どもたちの実態に合わせて職員間で話し合い、指先を使った玩具や手作り遊具などを提供できるように努めている。押入れの下のスペースを季節に合わせて水族館やアニメのイメージの空間づくりをし、魚の感触を楽しんだりキャラクターに関心を持ったりしている。天井にはマジックミラーが貼られ自分の姿が映る面白さやお一人様空間の段ボールハウスも設定され、子どもがホッとできる空間になっている。絵本や

歌、体操、コーナー遊び（虫取りあそびやアイスクリーム屋さん）等、季節や子どもの興味に合せて変化させている。ままごとコーナーでは保育士が仲立ちとなって言葉やしぐさを交えて楽しめるように関わっている。連絡帳や送迎時のやりとり、保育参観を通して保護者の不安や心配の解消に努めたり、子どもの姿を共有して成長を共に喜んだりして連携を図っている。今後は保育参加も検討し保護者と保育士が子どもを共に育てているワンチームを感じられるようにしていくことを期待したい。

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・⑩・c
----	--------------------------------------------------------------------	-------

〈コメント〉

3、4、5歳児の異年齢クラスで生活し、一人ひとりの発達や家庭状況を考慮しながら一人ひとりに寄り添い保育を行っている。空き部屋を利用できる時間を作りクラスに限らず子どもたちが自由に交流できるようにし、一人ひとりが遊びを展開できるよう工夫している。『保育所保育指針』に示されている内容（健康・人間関係・環境・言葉・表現）が生活や遊びを通して総合的に身につくよう、各年齢及び異年齢の指導計画を作成し、指導計画に基づき保育を行っている。5歳児はボランティア指導員からのお茶教室で礼儀や作法を教わっている。また、お話の会では素話（絵本等を使わない素朴なお話）や様々なお話を聞きお話の楽しさを味わっている。体操教室やサッカー教室にも参加しスポーツの楽しさを得ている。3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進スクールも取り入れている。『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』で子どもの様子を写真やコメントで配信したり玄関に掲示したりしながら保育の意図を伝え、親子の会話のきっかけとなるようにしている。

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	⑩ a b c
----	-----------------------------------------------------	---------

〈コメント〉

会議やミーティングで一人ひとりの特性や関わり方、環境等を工夫し、安心して過ごすことができるよう考えている。職員間で話し合ったり共通理解を図ったりしながら一人ひとりの個別支援計画を作成し、それに基づいて保育を行っている。保護者に日々の保育の取組や行事の取組等について相談したり、共通理解を図ったりしている。保護者の不安や悩みを受け止め、いつでも懇談ができる体制を整えている。年に2回専門機関の巡回指導を受け、困っている事、関わり方、環境について相談している。自園研修で年間5回、講師に助言を受け職員の良い学びになっている。障害児保育に関する研修に参加し会議等で報告し、研修で得た知識や情報を共有し学びにつなげている。保護者の悩みや不安を受け止め、専門機関についての情報提供をしたり状況に応じて連携を図ったりしている。

A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・⑩・c
----	-----------------------------------------------------	-------

〈コメント〉

一人ひとりの在園時間や生活リズムを把握し、静と動のバランスが取れるように配慮している。人数や状況に応じて過ごす保育室や職員配置を工夫し、長時間保育所で過ごす子どもたちがゆったりと過ごすことが出来るように環境を整えている。保育時間の長い子には家庭的でゆったりとした空間や雰囲気を作り、異年齢の子が同じ空間の中でも安心して過ごすこと

ができるように環境を工夫している。保育時間や活動状況に応じて水分補給を行っている。延長保育時には、おやつの提供がある。保護者からの伝達や保育所からの伝達は登降所チェック表に記録し、更に重要な事柄はメモ紙を付ける等、担当保育士が交代する時にもしっかりと引継ぎを行い、正確な情報伝達を心がけている。

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・⑬・c
----	-----------------------------------------------------------	-------

〈コメント〉

小学校との連携については「全体的な計画」「中長期事業計画」の中に記載され、それに基づいて保育を行っている。小学校で使用する食器を富山市から借りて使用することで小学校への期待が高まるようにしている。「はやね、はやおき、あさごはん」の取組を通して小学校生活への移行を促している。1月に年齢別懇談会を実施し、保護者同士が情報交換する場を設けている。また、連携する小学校との情報交換を行っている。『保育所児童保育要録』は保育指針に記載されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の視点で記入し、担任、所長、副所長が話し合いながら作成している。今後は小学校との交流を再開し、更に小学校生活への見通しが持てるようになることを期待したい。

A-1-(3) 健康管理

A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・⑬・c
----	------------------------------	-------

〈コメント〉

登所時及び保育中の健康観察のマニュアルを読み合わせ、一人ひとりの健康状態の把握や早期発見及び感染予防に努めている。些細な事でもケガをした事や、いつもと違う様子が見られた時には、登降所チェック表に記入し保護者に丁寧に伝えている。また、伝達ノートに記入し担任以外の職員でも状況が分かり、保護者にしっかりと対応できる体制を整えている。富山市保健計画に基づき「保健計画」を作成している。既往歴がある子どもについては職員間で情報を共有し「対応マニュアル」を作成、シミュレーションし緊急時の対応に備えている。入所時に『児童票の予防接種歴、罹患歴調査書』を保護者に記入してもらい、年度初めに保護者に再記入を依頼し更新している。玄関には保育所で発生している感染症状況を掲示している。職員間で乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を共有、周知している。また、玄関にポスターを掲示し保護者に啓発している。

A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・⑬・c
----	-----------------------------------	-------

〈コメント〉

個別の結果は『児童票』に記録しており、全体の結果は集計し、職員に回覧して周知している。歯磨きの大切さや虫歯の予防などの保健指導については年間計画に基づきながら実施している。健康診断、歯科健診の結果は保護者に知らせ、所見があった場合には個別に受診を勧めている。

A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・⑬・c
----	----------------------------------------------------------	-------

〈コメント〉

毎朝のミーティングで一日の献立、アレルギー物質、代替食の確認をし、全職員で把握して

いる。アレルギーのある子どもには『生活管理指導表』を基に原因物質を除去した食事を提供している。安全に食事が出来るように調理員、所長、担任がトリプルチェックを行い誤食が無いよう努めている。疾患のある子どもの「対応マニュアル」を作成し、会議でシミュレーションを行いながら緊急時の対応に備えている。アレルギーや疾患のある子どもの保護者と面談を行いながら保護者の思いを聞いたり対応の仕方を話し合ったりし、毎月アレルギーの献立表を渡している。専用のテーブルで食事をし、保育士が側につき誤食が無いように配慮している。職員はアレルギー研修に参加して得た知識を職員間で共有し、安全に食事ができるように配慮している。全職員がエピペン（アナフィラキシー補助治療剤）の使用方法を経験する機会をもっている。アレルギーの原因物質を摂取したり食物が落ちたりした時の危険性を知らせ、その日の献立等、子どもたちと確認する習慣にしている。アレルギー児に関してはトレーに顔写真入りのプレートを置いたり、おしぶりや布巾も専用の物を使用したりしている。

A-1-(4) 食事

A⑯	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・⑬・c
----	----------------------------------	-------

〈コメント〉

『食育計画』を基に調理員と連携しながら取組んでいる。年長児が夏野菜を育て実際に収穫した野菜に触れ、匂いをかいだり中を広げてみたりする体験をしている。調理してもらい味わったり、数を数えたりしながら食に興味関心がもてるようになっている。調理したレシピを玄関に設置したり、お便りに掲載したりする等、保護者に啓発している。職員も一緒に食事を攝りマナー等知らせているが、その他に食事中に4、5歳児の当番が献立や食事のマナーについて放送をかけることで効果が見られるようになっている。食べられる量を子どもと相談し調節することで完食できる喜びを味わえるようにしている。栄養調べや食育クイズを行い食への関心がもてるようにしている。3歳以上児は給食参観を実施し、保育所での食事の様子を見てもらったり食育の取組を知らせたりしている。

A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・⑬・c
----	-------------------------------------------	-------

〈コメント〉

子どもの発達に応じて調理員と連携を図りながら離乳食、刻み食等を提供している。毎月の献立検討用紙に状況を記入し富山市担当課の栄養士に報告している。入所・進級祝、七夕、クリスマス等、行事が感じとれる献立が提供されている。毎月19日は食育の日とし「日本の味めぐり」をテーマにした献立となっている。調理員が食べ物の話やクイズをしたり富山市担当課の栄養士が巡回し食育指導をしたりしている。『富山市保育所給食衛生管理マニュアル』に基づき、安心安全でおいしい給食作りをしている。給食参観に調理員や栄養士の話も組み入れ、専門的な知識や調理法の情報を保護者に直接提供する機会を設けることを期待したい。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携	第三者評価結果
-------------------	---------

A⑯	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・⑬・c
----	-----------------------------------------	-------

〈コメント〉

送迎時の会話や連絡帳を通して子どもの様子を伝え合い、保護者と日常的に情報交換をしている。「重要事項説明書」を配付し保育参観や給食参観の際には保育目標や保育の意図、子どもの成長を伝える機会を設けている。保護者のニーズに合わせて、保育参観や給食参観は日を選べるようにしている。現在は、日頃の保育の様子を写真入りで『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』で配信したり、玄関に掲示したりして、保護者と共に理解を図りながら成長を共有している。個別懇談会の内容を『児童票』に記載している。必要に応じて記録を確認しながら職員間で情報を共有している。

A-2-(2) 保護者等の支援

A⑰	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・⑬・c
----	--------------------------------------	-------

〈コメント〉

登降所時は担任や所長、副所長が明るい挨拶を心がけ、日々のコミュニケーションを図りながら丁寧に対応し信頼関係の構築に努めている。玄関に「個人相談申込書」を設定し、相談したい職員、日時を選べるようにしている。保育所だよりも相談できることを知らせている。個別の懇談会はいつでも受け付けている。懇談の内容は児童票等に記録し必要に応じて職員にも伝達し共通理解を図っている。保護者からの意見や要望、相談に対しては、その都度真摯に受け止め、対応している。事例に応じて「苦情対応マニュアル」に沿って丁寧かつ適切な対応を心がけている。子どもの頑張りや成長を伝えると同時に、保護者の育児に関する頑張りや各家庭で工夫している子育て情報等も発信し、保護者の育児への意欲や喜びにつながることを期待したい。

A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・⑬・c
----	--------------------------------------------------------	-------

〈コメント〉

日々の健康観察や身体測定等で子どもの心身の状態をさりげなく確認し、子どもや保護者の表情やしぐさ等に留意し、虐待のサインを見逃さないようにしている。要支援家庭に対し、親子共に温かく受け入れをしている。出席状況を確認し欠席の場合は速やかに連絡を入れ状況を把握し見守りの体制を整えている。富山市こども健康課作成の『富山市児童虐待防止マニュアル』に基づき子どもの観察ポイントや虐待の疑いを発見した場合の対応について周知している。「児童虐待防止マニュアル」を作成し、保育所の対応や関係機関との連携体制を整えている。会議の中でマニュアルの読み合わせを行い職員に周知している。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・⑬・c

〈コメント〉

ミーティングで毎月、保育の振り返りを行い、話し合いできてきた反省や課題を明確にし、次月の保育計画に生かしている。月案・月間週間指導計画の環境づくり及び活動内容は色別の図式化で記録し、マインドマップ方式がなされている。富山市の『業績評価票』を用いて各保育士は目標を立て業務を行っている。半年に2回所長と面談し達成度や努力面を確認している。全職員で『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』や『人権擁護のためのセルフチェックリスト』を行い、保育を振り返り改善点を見いだしている。また、各自の評価を基に話し合い、保育の見直しや改善に努めている。